

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

1 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件についてこれをみると、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であるから、本件再審査請求の請求期間は、その翌日から起算して2か月目に当たる日である同年〇月〇日までとなる。請求期間の満了日（2か月目）が土曜日、日曜日、その他祝日等の閉庁日に当たるときは、期間は閉庁日の翌日をもって満了となると解するのが相当であることから、本件再審査請求の請求期間の満了日は、平成〇年〇月〇日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に宛てて郵便により発信したのは、平成〇年〇月〇日頃であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経

過した後にされたものである。

- 2 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。
- 3 そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成〇年〇月〇日付け「労働保険再審査請求の期間の経過の理由について」と題する文書において、要旨、居所が別のところにあるため、決定書の謄本を代わりに受け取った家族が請求人宛てに送付した平成〇年〇月〇日頃まで決定書を目にすることができず、その後、弁護士や社労士に意見を求めたことから提出が遅れたと述べている。しかしながら、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいひ難く、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。
- 4 以上のとおり、本件再審査請求は不適法なものであつてその欠陥が補正することができないものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。